

吸収合併に係る事後開示書類

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に基づく書面)

株式会社丸平商店との吸収合併について

2023 年 8 月 1 日

株式会社梅の花

2023 年 8 月 1 日

福岡県久留米市天神町 1 4 6 番地
株式会社梅の花

当社は、2023 年 5 月 10 日付で当社と株式会社丸平商店（以下「丸平商店」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2023 年 8 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、丸平商店を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行いました。

本件吸収合併に関する、会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める事項は、下記のとおりです。

記

1. 効力発生日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

本件吸収合併は 2023 年 8 月 1 日に効力を生じました。

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

（1）差止請求の手続の経過

当社が丸平商店の発行済株式の全てを保有しているため、本件吸収合併の差止請求について、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）の手続きの経過

当社が丸平商店の発行済株式の全てを保有しているため、反対株主の株式買取請求について、該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求（会社法第 787 条）の手続きの経過

丸平商店は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

（4）債権者の異議申述（会社法第 789 条）の手続きの経過

丸平商店は、2023 年 5 月 22 日付で官報に公告を行うとともに、2023 年 5 月 23 日付で知れたる債権者に対して各別の催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 当社における法定手続きの経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

（1）差止請求の手続の経過

当社に対して、本件吸収合併の差止請求をした株主はありませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）の手続の経過

会社法第 797 条第 3 項及び同条第 4 項の規定により、2023 年 5 月 22 日付の電子公告において、株主に対する公告を行いました。会社法第 797 条第 1 項の規定に基づく株主からの株式買取請求はありませんでした。

(3) 債権者の異議申述（会社法第 799 条）の経緯

会社法第 799 条第 2 項及び同条第 3 項の規定により、2023 年 5 月 22 日付の官報及び同月 22 日付の電子公告において、債権者に対し、本件吸収合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに債権者からの申し出はありませんでした。

4. 当社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、資産、負債及びその他の権利義務一切を承継しました。なお、引き継いだ資産の額は、1,305,308 千円（概算値、2023 年 4 月 30 日時点）、負債の額は 1,668,093 千円（概算値、2023 年 4 月 30 日時点）であります

5. 吸収合併消滅会社の事前開示書類（会社法施行規則第 200 条 5 号）丸平商店の事前開示書類は、別紙のとおりです。

6. 本件吸収合併による変更登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2023 年 8 月 1 日

7. 前号に掲げるもののほか、本件吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書類

(会社法第 782 条第 1 項に基づく書面)

株式会社梅の花との吸収合併について

2023 年 5 月 22 日

株式会社丸平商店

2023 年 5 月 22 日

山口県山口市秋穂二島 4 3 7 - 4 9

株式会社丸平商店

株式会社梅の花（以下「梅の花」といいます。）を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）に関する、会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は下記の通りです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙①の通り、2023 年 5 月 10 日付で、吸収合併契約を締結いたしました。

2. 吸収合併対価の相当性に関する事項及び吸収合併対価について参考となるべき事項

梅の花が当社の発行済株式の全てを保有しているため、本件吸収合併に際して株式の発行及び金銭等の交付は行われません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権の定め相当性に関する事項

当社は、新株予約権を発行しておりません。

4. 計算書類等に関する事項

(1) 梅の花について

別紙②のとおりです。

梅の花において、最終事業年度末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

(2) 当社について

当社において、最終事業年度末日後に発生した重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

5. 吸収合併存続会社の債務履行の見込みに関する事項

本件吸収合併の効力発生日以後において、梅の花の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後の梅の花の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、梅の在の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従って、本件吸収合併後における梅の在の債務について履行の見込みがあると判断いたします。



吸収合併契約書

株式会社梅の花（以下、「甲」という。）と株式会社丸平商店（以下、「乙」という。）とは、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の方式）

第1条 甲及び乙は合併して、甲は存続し、乙は解散するものとする。

2 甲及び乙の商号及び住所は次のとおりである。

甲（吸収合併存続会社）

商号 株式会社梅の花

住所 福岡県久留米市天神町146番地

乙（吸収合併消滅会社）

商号 株式会社丸平商店

住所 山口県山口市秋穂二島437番地の49

（効力発生日）

第2条 合併の効力発生日（以下、「効力発生日」という。）は、2023年8月1日とする。ただし、合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

（株式の割当て）

第3条 甲及び乙は、乙が甲の完全子会社であるため、合併に際して株式の割当てその他一切の対価の交付を行わないものとする。

（増加する資本金及び準備金の額等）

第4条 甲は、合併によりその資本金の額及び準備金の額を増加しないものとする。

（権利義務の承継）

第5条 乙は、2023年4月30日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した資産、負債その他の権利義務の全部を効力発生日において甲に引き継ぐ。

2 乙は、2023年5月1日から効力発生日までの間の資産及び負債の変動につき、別に計算書を作成し、その内容を明確にする。

（善管注意義務）

第6条 甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意義務を持って業務の執行及び財産の管理運営を行うものとし、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲乙協議の上、これを行う。

(従業員の引継ぎ)

第7条 甲は、効力発生日をもって、乙の従業員全員を甲の従業員として引き継ぐ。

2 乙の従業員の退職金計算にまつわる勤続年数については、乙における勤続年数を通算し、その他の事項については、甲乙協議の上、決定する。

(合併条件の変更等)

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し又は本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第9条 本契約は、甲及び乙の株主総会の承認を得られなかったときは、その効力を失う。

(規定外条項)

第10条 本契約に定めるもののほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲乙協議の上、これを決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2023年5月10日

福岡県久留米市天神町146番地

甲 株式会社梅の花

代表取締役社長 本多 裕二



山口県山口市秋穂二島437番地の49

乙 株式会社丸平商店

代表取締役 本多 裕二



事業報告

(2021年5月1日から2022年4月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染拡大防止への取り組みやワクチン接種が進み、経済活動の制限も徐々に緩和され、持ち直しの動きが続いております。しかしながら、新たな変異株の出現やウクライナ情勢の緊迫化により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による営業時間の短縮、酒類の提供禁止や提供時間の制限がありました。2022年3月にはまん延防止等重点措置が解除されましたが、大人数での会食や宴会の自粛傾向の継続、消費者のライフスタイルの変化、原材料・原油価格の高騰や人手不足等、業界を取り巻く環境は厳しい状況が続いております。

当社グループにおきましても、特に外食事業において店舗休業や時短営業を余儀なくされましたが、一方で、前期から継続しているコスト削減による損益分岐点売上高の低減に加え、雇用調整助成金や時短協力金等のご支援もあり、第1四半期から第3四半期の各会計期間において、親会社株主に帰属する四半期純利益が前年を上回る結果となりました。特に第3四半期連結会計期間は営業利益2億77百万円を計上し、業績改善に寄与いたしました。

また、資本金劣後ローンによる手元資金の拡充、A種優先株式の発行による自己資本の増強を実施し、中長期的な財務基盤の安定性の確保に取り組んでおります。加えて、財務体質の健全化、配当可能利益の確保等を目的に減資し、資本金を1億円にいたしました。

このような状況の中、セントラルキッチンにおいて仕入食材の内製化に必要な製造機器の導入等、収益確保や生産性向上に向けた設備投資を実施しております。また、SDGsへの対応として、物流部門におきましては、配送資材をドライアイスと発泡スチロールから高性能の保冷剤とリサイクルコンテナへ変更することにより、CO₂の削減に取り組んでまいりました。製造部門におきましては、おからの再商品化に必要なおから乾燥機やバイオ式生ごみ処理機の導入等による産業廃棄物の削減、品質保持及び保存に優れた急速冷凍機の導入によるフードロスの削減についても取り組んでまいりました。各店舗におきましても、フードロス削減を目的とした販売方法の見直しや、食材廃棄額の可視化を進めております。

さらに、2021年9月に更なる生産性向上と顧客接点強化を目的とした情報システム再構築プロジェクトを発足し、グループを挙げてDX（デジタルトランスフォーメーション）推進に着手いたしました。

店舗の出店及び退店につきましては、6店舗出店及び12店舗退店し、当期末の店舗数は290店舗となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は225億91百万円（前期比104.6%）となり、営業損失は16億30百万円（前期は営業損失22億52百万円）、経常損失は17億92百万円（前期は経常損失23億96百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億17百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失19億21百万円）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(外食事業)

外食事業におきましては、各店舗において感染防止対策を徹底し、お客様をお迎えする体制を整えるとともに、付加価値の高いメニューを投入し、客単価アップに努めてまいりました。

「湯葉と豆腐の店 梅の花」及び「和食鍋処 すし半」につきましては、ポイントカード等の会員様へのダイレクトメールやアプリによる商品・イベント等の告知により、お客様との接点の増加に注力するとともに、来店動機を高める季節に合わせたメニュー展開や料理のレベルアップ等に取り組んでまいりました。また、巣ごもり需要の獲得に向けたおせち・弁当類等のテイクアウト商品の販売強化に努めてまいりました。

「海産物居酒屋 さくら水産」につきましては、2022年2月にランチメニューを大幅に改定し、鮮魚にこだわり「安さ」よりも「美味しさ」を追求する内容へ変更いたしました。

また、4月には夜の春夏メニューを改定する等、新規顧客層の獲得に着手いたしました。

新業態につきましては、6月に「お手軽中華のお店 梅花（メイファ）」を名古屋市東区のショッピングモール内のフードコートに、11月にカジュアルな中華料理店「梅香（メイシャン）」を大阪市北区のショッピング街に、さらに、12月に黒毛和牛とあか牛の二種類の和牛を提供する「和種焼肉 KUROTOAKA」を東京都港区にそれぞれ出店いたしました。

以上の結果、外食事業の売上高は118億1百万円（前期比100.3%）、セグメント損失は13億39百万円（前期はセグメント損失17億19百万円）となりました。

店舗数につきましては、梅の花は72店舗、すし半は2店舗退店し11店舗、さくら水産は5店舗退店し22店舗、その他店舗は3店舗出店及び1店舗退店し18店舗、外食事業の全店舗数は123店舗となりました。

（テイクアウト事業）

テイクアウト事業におきましては、クリスマス・節分・ひなまつり等のイベント商品の販売が好調となり、売上高は前期比で108.9%となりました。

また、前期に引き続き、商品の品目数と陳列量の適正化、店舗製造の強化による品質向上及び労働時間管理の徹底により、原価率の改善及び人時生産性の向上を図り、各四半期においてセグメント利益を計上しております。

さらに、「古市庵」の一部店舗にて9月から販売を開始した、イタリアの伝統菓子であるマリトッツォを模した商品「すしトッツォ（まぐろ）」がSNS等にて拡散され、テレビ等のメディアで多数紹介されたことで、ブランド知名度を上げる一助となりました。

第4四半期には3店舗出店し、おしとり福山店において精肉販売のための改装及びその他店舗の美装化や売場面積拡大等の改装を2店舗とコロナ禍の収束を見据えた設備投資を実施しております。

以上の結果、テイクアウト事業の売上高は94億75百万円（前期比108.9%）、セグメント利益は4億43百万円（前期比286.7%）となりました。

店舗数につきましては、古市庵テイクアウト店は2店舗出店及び4店舗退店により111店舗、梅の花テイクアウト店は1店舗出店し51店舗、その他店舗は5店舗、テイクアウト事業の全店舗数は167店舗となりました。

（外販事業）

外販事業におきましては、新規取引の拡大や既存取引先へのセントラルキッチンの既存製品の販売量増加、加えて京都セントラルキッチンに導入した急速冷凍機を使用した冷凍惣菜等の新商品開発による取扱品目の増加等により、業績を堅調に伸ばしてまいりました。また、同業他社との関係を強化することによる生産品目の拡大にも取り組んでおります。

牡蠣を中心とした水産加工品を製造する丸平商店につきましては、グループ各社の商品開発及び販促企画部門と連携し、販売網の構築及び原材料等の物流の見直しを図ることを目的としたプロジェクトの推進を継続し、グループ全体で収益力の強化に取り組んでおります。

以上の結果、外販事業の売上高は13億14百万円（前期比115.9%）、セグメント損失は1億50百万円（前期はセグメント損失40百万円）となりました。

（セグメント別売上高）

（単位：千円）

セグメント別	期 別	第 42 期 2020年5月1日から 2021年4月30日まで	第 43 期 2021年5月1日から 2022年4月30日まで
		売 上 高	売 上 高
外 食 事 業		11,769,069	11,801,303
テ イ ク ア ウ ト 事 業		8,699,989	9,475,562
外 販 事 業		1,134,824	1,314,873
合 計		21,603,883	22,591,738

（注）セグメント間取引については、相殺消去しております。

(2) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度の敷金及び保証金を含む設備投資額は7億37百万円であります。主として、外食事業における3店舗の新規出店による1億25百万円、改装・改修の工事等による10百万円、テイクアウト事業における3店舗の新規出店による20百万円、改装工事等による81百万円、工場の設備改修工事等による2億8百万円、厚焼き玉子焼成機導入等（リース）による69百万円であります。

(3) 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達の主なものにつきましては、劣後特約付きローンにて10億円、また、第三者割当によるA種優先株式を発行する事により20億円の資金調達を行いました。

(4) 企業集団の対処すべき課題

少子高齢化や人口減少時代の到来により日本国内の食のマーケットの縮小に加え、当社グループ店舗の多くが出店する県庁所在地等の中心市街地の衰退等、社会環境の変化が事業運営に影響を及ぼしております。

さらに新型コロナウイルス感染拡大により、外食事業においては政府及び各自治体による休業や時短営業の要請への対応、テイクアウト事業においてはテレワークの推進や外出自粛に伴う都心の昼間人口の減少、百貨店の食品フロア以外の休業やインバウンド需要の大幅な減少等による客数の大幅減等、非常に厳しい事業環境にあります。

そのような中、当社グループは、既存事業における収益構造の見直しによる損益分岐点売上高の低減、外販事業強化による販売チャネルの拡大、セントラルキッチンの製造機能と製造品目の拡大、収益力向上を目的とした出店・改装及び設備の増強等、収益力の強化による財務の健全化を図ってまいります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束時期が未だ不透明な中、3月のまん延防止等重点措置の解除以降において新規感染者数、重症者数及び死亡者数が減少したことで、外食産業市場動向調査や全国百貨店売上概況において、2019年には及ばないものの売上高が回復傾向にあること、政府の支援策等による消費喚起が見込まれること等、ウィズコロナを主眼に置いた回復シナリオを反映した営業政策に舵を切るとともに、新型コロナウイルスの感染者数の急激な増加時の迅速な対応が課題と認識しております。

また、原油価格の高騰やウクライナ問題に伴う食材や包材の価格高騰に向け、客単価アップ、生産性の向上、内製品の活用に加えて徹底したコスト削減や、状況に応じた施策の変更と綿密な投資のコントロールにより、収益確保、支出抑制及び有利子負債の圧縮並びに手元資金の拡充に注力いたします。加えて、コロナ収束後の顧客の意識及び行動の変容に順応できるよう社会環境の変化を注視してまいります。

① 新型コロナウイルス感染症対策

店舗における換気とソーシャルディスタンスの確保、お客様が接触される箇所の除菌、ウイルスを除去する紫外線除菌装置の導入等、従来から実施している感染症対策を継続しながら、各自治体が発行する消費拡大キャンペーン等に積極的に参加してまいります。

② 事業展開

(外食事業)

「湯葉と豆腐の店 梅の花」につきましては、ポイントカード会員様の来店履歴やご注文されたメニュー等のデータに基づいた効率の良いダイレクトメール発送による既存顧客の来店頻度の向上に引き続き取り組むとともに、梅の花公式アプリやSNSの活用等による新規顧客の獲得にも努めてまいります。

また、店舗人員配置の見直しによるシフトの最適化を図り、新型コロナウイルスの感染防止対応の中でのお客様へのおもてなしの充実、それに伴う再来店客数の増加に取り組んでまいります。ソーシャルディスタンスの確保に伴う座席数の減少や個室の換気の徹底等を踏まえ、弁当や惣菜等の宅配や持ち帰り商品の販売強化にも引き続き取り組むとともに、冷凍自動販売機による冷凍弁当や惣菜の販売にも取り組んでまいります。

「和食鍋処 すし半」につきましては、メニューの見直しによる食材ロスの抑制や当社グループが保有するインフラの活用による弁当宅配の強化、持ち帰り商品の拡充に引き続き取り組むとともに、冷凍自動販売機による冷凍弁当や惣菜の販売にも取り組んでまいります。

「海産物居酒屋 さくら水産」につきましては、居酒屋業態及び低価格帯からの脱却に向け、ファミリーで天ぷらや寿司を楽しめる新業態「天ぷらと寿司 sakura」への転換、市場直送の鮮魚を店舗で捌き提供するメニュー等、質の高い美味しい商品をお手頃価格で食べられる店への転換に向けた取り組みを行ってまいります。

(テイクアウト事業)

テイクアウト事業におきましては、巻寿司及びいなり寿司等の定番商品の見直し、季節商品、イベント商品等の拡充による固定客の来店頻度の向上及び新商品開発による新規顧客層の取り込みに注力するとともに、お客様の目に留まる商品陳列の工夫や食材や味付け等のこだわりに関する商品説明に取り組んでまいります。

また、「仕事や家事等で時間が足りない」30～50代の女性とそこそご家族を意識した商品開発と見やすく買いやすい売場づくりを強化してまいります。さらに、人手不足、最低賃金の上昇及びウクライナ問題等も含めた今までにない原材料価格の高騰への対応に向け、高単価商品へのシフト等、商品構成の変更や接客販売の強化による客単価アップに取り組むとともに、値引き販売の抑制のための顧客の来店動向に応じた品揃えの徹底を継続してまいります。

加えて、海洋プラスチックごみ、CO₂排出、食品ロス等環境問題の対応に向け、スプーン等の有料化や包装材料等の見直し、食材の在庫の適正化等に着手しております。

(外販事業)

前期に引き続き、セントラルキッチンでの製造能力の活用、ブランド価値及び認知度の向上を目的とした梅の花及び古市庵ブランドの商品の販売、丸平商店製造の牡蠣フライ等の水産加工品の販売を強化してまいります。

また、パートナー企業との協業による生牡蠣の流通過程における品質の向上とコスト低減、製造工場と保管倉庫及び市場間の自社物流の導入による収益力強化に取り組んでまいります。

(海外展開)

新規展開につきましては、現地の経済状況、インフラ等の環境整備等総合的に勘案し、慎重に取り組んでまいります。また、コロナ収束後は現地の状況に応じた業態やブランドの選択、フランチャイズ運営等柔軟な対応による拡大を進めてまいります。

(人員対策)

セントラルキッチンにおける製造人員不足の解消に向けて、特定外国人支援事業及び職業紹介事業を行うことを目的としたP l u m協同組合の運営を開始し、技能実習生及び特定技能実習生を積極的に採用することに取り組んでまいります。

(設備投資等)

既存業態からの転換も含めた新業態開発、セントラルキッチンの生産設備等の事業基盤の拡充及び長期安定収益の確保を目的とした土地や既存の保有資産の有効活用に取り組むことを想定しておりますが、コロナ禍の状況を注視し、投資抑制に努めてまいります。

③ 収益改善策

製造部門におきましては、店舗調理作業の効率化や味・品質の安定を図るため、セントラルキッチンによる内製化の効果を再検証した商品開発を継続してまいります。また、機械化・自動化、類似商品の集約や不採算商品の削減等、生産性向上対策に加えて、外部企業に製造を委託しておりました食材の内製化、商品の保存期間の延長のために導入した急速冷凍機の活用の強化にも取り組んでまいります。

物流部門におきましては、店舗への配送回数や梱包資材の見直し、航空輸送から陸上輸送への切り替え、業務委託先の変更等による物流コストの削減に努めてまいります。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第 40 期	第 41 期	第 42 期	第 43 期
		2018 年 10 月 1 日から 2019 年 4 月 30 日まで	2019 年 5 月 1 日から 2020 年 4 月 30 日まで	2020 年 5 月 1 日から 2021 年 4 月 30 日まで	2021 年 5 月 1 日から 2022 年 4 月 30 日まで
売 上 高 (百万円)		19,499	30,462	21,603	22,591
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)		369	△1,361	△2,396	△1,792
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)		△981	△4,391	△1,921	217
1 株 当 たり 当 期 純利益又は1株当たり (円) 当期純損失(△)		△122.60	△548.48	△239.89	19.58
総 資 産 (百万円)		28,737	26,007	28,162	28,699
純 資 産 (百万円)		7,391	3,412	1,190	3,132
自 己 資 本 比 率 (%)		25.7	11.0	3.6	10.4

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。
2. 第40期につきましては、事業年度の決算日の変更に伴い、2018年10月1日から2019年4月30日までの7ヶ月間となっております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第40期の期首から適用しております。
4. 当社は、第42期より「株式給付信託 (J-ESOP)」を導入しております。1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己株式分の他、株式給付信託 (J-ESOP)に残存する当社株式を控除して算定しております。
5. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況 (2022年4月30日現在)

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社梅の花サービス西日本	10,000 千円	100.0%	飲食店経営
株式会社梅の花サービス東日本	10,000 千円	100.0%	飲食店経営
株式会社梅の花サービス九州	10,000 千円	100.0%	飲食店経営
株式会社梅の花 p l u s	3,000 千円	100.0%	テイクアウト店経営
株式会社古市庵	10,000 千円	100.0%	テイクアウト店経営
株式会社丸平商店	10,000 千円	100.0%	水産加工品の製造販売
株式会社すし半	1,000 千円	100.0%	飲食店経営
株式会社テラケン	10,000 千円	58.0%	飲食店経営
株式会社三協梅の花	10,000 千円	70.0%	飲食店経営

(7) 企業集団の主な事業内容 (2022年4月30日現在)

区 分	事 業 内 容
外食事業	「湯葉と豆腐の店 梅の花」、「和食鍋処 すし半」、「海産物居酒屋 さくら水産」を主とした飲食店の経営
テイクアウト事業	百貨店等で寿司を中心に販売する「古市庵テイクアウト店」や梅の花の商品や季節の食材を使った惣菜を主に販売する「梅の花テイクアウト店」の経営
外販事業	水産加工品の製造販売、梅の花及び古市庵ブランドの商品販売

(8) 企業集団の主要な事業所及び工場 (2022 年 4 月 30 日現在)

① 当社の主要な事業所及び工場

本社	福岡県久留米市
久留米セントラルキッチン	福岡県久留米市
京都セントラルキッチン	京都府綴喜郡井手町
佐野セントラルキッチン	栃木県佐野市

② 子会社

会社名	本店所在地	主要な事業所
株式会社梅の花サービス西日本	福岡県久留米市	大阪市旭区
株式会社梅の花サービス東日本	福岡県久留米市	東京都千代田区
株式会社梅の花サービス九州	福岡県久留米市	福岡県久留米市
株式会社梅の花 p l u s	福岡県久留米市	大阪市旭区
株式会社古市庵	福岡県久留米市	大阪市旭区
株式会社丸平商店	山口県山口市	山口県山口市
株式会社すし半	福岡県久留米市	大阪市旭区
株式会社テラケン	東京都千代田区	東京都千代田区
株式会社三協梅の花	福岡県久留米市	東京都千代田区

③ 営業店舗		外食事業				テイクアウト事業				総合計
都道府県	湯葉と 豆腐の店 梅の花	和食 鍋処 すし半	海産物 居酒屋 さくら 水産	その他	合計	古市庵	梅の花	その他	合計	
北海道	1				1				0	1
宮城県	1				1	2	2		4	5
福島県	1				1	1			1	2
茨城県	1				1	1	1		2	3
群馬県					0	1			1	1
埼玉県	3		5		8	4	1		5	13
千葉県	3		2		5	5	1		6	11
東京都	12		10	2	24	26	11		37	61
神奈川県	4		3	2	9	15	4		19	28
新潟県	1				1				0	1
富山県	1				1	1	1		2	3
石川県	1				1	2	2		4	5
福井県	1				1				0	1
岐阜県	1				1	1			1	2
静岡県	2				2	1	2		3	5
愛知県	4		1	1	6	7			7	13
三重県	1				1				0	1
滋賀県	1				1	1			1	2
京都府	2				2	3			3	5
大阪府	7	9	1	4	21	14	10		24	45
兵庫県	3	2		1	6	6	4		10	16
奈良県	1				1	2	1		3	4
和歌山県					0	1			1	1
岡山県	1				1	1	2		3	4
広島県	2				2	2	2	1	5	7
山口県					0	2	2		4	4
愛媛県	1				1	1	1		2	3
福岡県	9			5	14	5	3	3	11	25
佐賀県	2			3	5			1	1	6
長崎県	2				2	2			2	4
熊本県	1				1				0	1
大分県	1				1	2			2	3
宮崎県					0	1			1	1
鹿児島県	1				1	1	1		2	3
合計	72	11	22	18	123	111	51	5	167	290

(9) 企業集団の従業員の状況（2022 年 4 月 30 日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
673 名	30 名減	39.2 歳	12.2 年

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数には臨時従業員の当連結会計年度末における平均雇用人員（2,546 名）は含まれておりません。

(10) 企業集団の主要な借入先 (2022 年 4 月 30 日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	5,556,989 千円
株 式 会 社 福 岡 銀 行	4,479,540
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	2,705,450
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	1,446,800

2. 会社の株式に関する事項 (2022 年 4 月 30 日現在)

(1) 発行可能株式総数

普通株式 20,700,000 株

A種優先株式 2,000 株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 8,013,190 株 (自己株式 196,010 株を除く)

A種優先株式 2,000 株

(3) 株主数

普通株式 24,505 名

A種優先株式 2 名

(4) 大株主 (上位 10 名)

①普通株式

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
梅野 重俊	433,500 株	5.40%
梅野 久美恵	377,600	4.71
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	374,500	4.67
株式会社ヒデベア	242,800	3.03
麒麟麦酒株式会社	201,300	2.51
株式会社フジオフードグループ本社	185,800	2.31
株式会社西日本シティ銀行	96,000	1.19
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	75,800	0.94
梅の花従業員持株会	70,800	0.88
株式会社三菱UFJ銀行	45,600	0.56

(注) 1. 当社は、自己株式を 196,010 株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

なお、当該自己株式には、株式給付信託 (J-ESOP) に関する株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する当社株式 34,160 株が含まれております。

2. 持株比率は自己株式数を除外して計算し、小数第 3 位以下を切り捨てて表示しております。

②A種優先株式

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
DBJ 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合	1,000 株	50.00%
株式会社西日本シティ銀行	1,000	50.00

(注) A種優先株式は、無議決権株式であります。

(5) その他株式に関する重要な事項

2021年6月22日開催の取締役会決議及び2021年7月27日開催の第42回定時株主総会の承認により、2021年7月30日付でDBJ飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合及び株式会社西日本シティ銀行に対して、第三者割当によりA種優先株式を発行しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当社役員が保有している当社の新株予約権等

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2022年4月30日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	本 多 裕 二	株式会社丸平商店 代表取締役 UMENOHANA (THAILAND) CO., LTD. CEO
常 務 取 締 役	村 山 芳 勝	購買担当 株式会社梅の花サービス西日本 代表取締役 株式会社テラケン 代表取締役 株式会社すし半 代表取締役
取 締 役	鬼 塚 崇 裕	経営計画・人事・総務担当 株式会社梅の花plus 代表取締役 株式会社古市庵 代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員 ・ 常 勤)	山 本 治	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	藤 本 宏 文	株式会社シティアスコム 代表取締役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	池 田 勝	株式会社西日本フィナンシャルホールディングス 執行役員 株式会社西日本シティ銀行 取締役専務執行役員
取 締 役 (監 査 等 委 員)	井 上 二 郎	井上二郎公認会計士事務所 所長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	南 昌 作	リーガル・ソリューション法律事務所 所長

- (注) 1. 代表取締役会長 梅野 重俊氏は、2022年1月20日死亡により退任いたしました。
2. 常務取締役 村山 芳勝氏は、2022年5月1日付で購買担当を解除いたしました。
3. 取締役 鬼塚 崇裕氏は、2022年5月1日付で常務取締役に就任いたしました。
4. 取締役（監査等委員）である藤本 宏文、池田 勝、井上 二郎、南 昌作の各氏は、社外取締役であります。
5. 取締役（監査等委員）藤本 宏文氏は、銀行での職務経験及び企業経営の豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役（監査等委員）池田 勝氏は、銀行での職務経験（監査役・監査等委員を歴任）があり、財務及び会計並びに内部統制に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役（監査等委員）井上 二郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務・会計及び会計監査に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 取締役（監査等委員）南 昌作氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び内部統制に関する相当程度の知見を有するものであります。
9. 監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、山本 治氏を常勤の監査等委員として選定しております。
10. 取締役（監査等委員）藤本 宏文氏、井上 二郎氏、南 昌作氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

11. 取締役（監査等委員）荒木 勝氏は、2021 年 7 月 27 日付けで任期満了により退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役である藤本 宏文氏、池田 勝氏、井上 二郎氏及び南 昌作氏との間で、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結しております。

当社の社外取締役は、会社法第 423 条第 1 項の責任につき、同法第 425 条第 1 項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役の職務の遂行にあたり、取締役全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O 保険）契約を締結しております。保険料は特約部分も含め会社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

当該保険契約では、被保険者である取締役等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されない等、一定の免責事由があります。

(4) 役員の報酬等の総額

① 取締役報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021 年 3 月 9 日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るとともに、役位、職責及び在任年数等を考慮しながら適正な水準とすることを基本方針とする。

イ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の報酬は、月例の固定報酬のみとし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準及び従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ウ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、金銭による月例の固定報酬のみであり、固定報酬が個人別の報酬等の全部を占めるものとする。

エ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬の額の決定とする。

代表取締役社長による権限行使が適切に行われるための措置として、代表取締役社長が作成した原案について、代表取締役社長から監査等委員会に意見を求め、代表取締役社長は当該意見を勘案して決定するものとする。

② 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	報酬等の 総 額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非 金 銭 報酬等	
取締役(監査等委員を除く) (うち社外取締役)	68,400 (一)	68,400 (一)	— (一)	— (一)	4 (一)
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	17,600 (9,400)	17,600 (9,400)	— (一)	— (一)	6 (5)
合 計 (うち社外取締役)	86,000 (9,400)	86,000 (9,400)	— (一)	— (一)	10 (5)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2015年12月25日開催の第36回定時株主総会において、年額200百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役(監査等委員を除く。)の員数は7名(うち社外取締役は0名)です。
2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2019年11月26日開催の臨時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該報酬限度額の範囲内で監査等委員が協議の上、決定しております。当該臨時株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は5名(うち社外取締役は4名)です。
3. 上記には、2021年7月27日に退任した取締役(監査等委員)1名及び2022年1月20日死亡により退任した取締役(監査等委員を除く)1名を含んでおります。
4. 取締役会は、代表取締役社長本多裕二に対し各取締役(監査等委員を除く。)の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役(監査等委員を除く。)の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(5) 社外役員の状況

区 分	氏 名	他の法人等の重要な兼職の状況	主な活動状況及び社外取締役 に期待される役割に 関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	藤 本 宏 文	株式会社シティアスコム 代表取締役	当事業年度開催の取締役会19回中17回(89%)出席いたしました。取締役会では、主に経営者の見地から積極的に意見を述べており、特に各議案の経営上のリスク認識について、企業統治の観点から助言を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会15回中14回(93%)出席し、当社の内部統制システムの整備と運用状況等について必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	池 田 勝	株式会社西日本フィナンシャル ホールディングス 執行役員 株式会社西日本シティ銀行 取締役専務執行役員	当事業年度開催の取締役会19回中18回(95%)出席いたしました。取締役会では、主に経営者の見地から積極的に意見を述べており、特に財務及び内部統制について専門的な立場から監督、助言等を行う等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会15回中15回(100%)出席し、会計監査人及び当社の内部監査部門との連携やコンプライアンス上の課題等について、必要な発言を適宜行っております。

区 分	氏 名	他の法人等の重要な兼職の状況	主な活動状況及び社外取締役役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 (監査等委員)	井 上 二 郎	井上二郎公認会計士事務所 所長	2022年7月27日に就任後、当事業年度開催の取締役会13回中13回(100%)出席いたしました。取締役会では、公認会計士としての専門的見地から発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会10回中10回(100%)出席し、当社の財務・会計手続き及び会計監査について必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 (監査等委員)	南 昌 作	リーガル・ソリューション法律 事務所 所長	2022年7月27日に就任後、当事業年度開催の取締役会13回中13回(100%)出席いたしました。取締役会では、弁護士としての専門的見地から、企業法務に関する発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会10回中10回(100%)出席し、コンプライアンス及び内部統制について必要な発言を適宜行っております。

(注) 1. 株式会社シティアスコムと当社との間には、重要な取引等の関係はありません。

2. 株式会社西日本シティ銀行は、当社の主要な取引銀行の一つであります。

(6) 執行役員の氏名等

当社は執行役員制度を導入しております。

執行役員の氏名及び担当は、次のとおりであります。

(2022年5月1日

現在)

氏 名	担 当
神 部 修	外販部長 兼務 丸平商店担当
山 口 宣 嘉	店舗開発室長 兼務 購買担当
吉 田 訓	物流部長 兼務 製造担当
増 村 政 信	経理部長
野 田 安 秀	外食事業九州担当 株式会社梅の花サービス九州 代表取締役
岩 城 裕 二	外食事業東日本担当 株式会社梅の花サービス東日本 代表取締役 株式会社三協梅の花 代表取締役
吉 村 清 里	テイクアウト事業担当

(注) 執行役員 上村 正幸氏は、2022年4月30日付で辞任いたしました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

如水監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	41,100 千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	41,100 千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、如水監査法人の報酬について、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の金額は相当であると判断しこれに同意しました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社では、会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社は、会社法第 399 条の 13 第 1 項第 1 号ロ及びハ並びに会社法施行規則第 110 条の 4 第 1 項及び同第 110 条の 4 第 2 項に基づき、当社及びグループ会社が業務を適正かつ効率的に行うことを確保するために、内部統制システムの整備を図っております。

① 当社及びグループ会社の取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社及びグループ会社は、コンプライアンスをあらゆる企業活動の前提と認識し、『梅の花企業行動憲章』及び『コンプライアンス・危機管理規程』を制定し、法令、定款、企業倫理等の遵守を取締役及び使用人の基本的責務と定め、社内通達、研修その他の方法により周知徹底を図る。

イ. 当社及びグループ会社は、コンプライアンス徹底の為、『コンプライアンス・危機管理委員会』を設置する。委員長は代表取締役社長とし、委員長は取締役の中から常任委員を指名する。

ウ. 当社及びグループ会社は、コンプライアンス・危機管理委員会の下部組織として、コンプライアンス意識の啓発活動とコンプライアンス問題（食品事故を除く）の発生防止を行い、またコンプライアンス問題発生時に対応を行うことを目的として、コンプライアンス運営委員会を設置する。運営委員会は、コンプライアンスに係る体制及び規程類の見直し等、コンプライアンス活動を定款的に遂行する。コンプライアンス運営委員会は毎月 1 回開催する。

エ. 当社及びグループ会社は、コンプライアンス・危機管理委員会の下部組織として、お客様に安心安全を提供することを念頭に置き、梅の花グループとしての『食の安全』の確保を目的とする食の安全委員会を設置する。食の安全委員会は、安全基準の作成、品質問題の原因分析と対策、HACCP の運用指導、食品表示に関する管理等の活動を定款的に遂行する。食の安全委員会は毎月 2 回開催する。

オ. 取締役及び監査等委員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに委員長に報告する。また、公益通報者の秘密管理性を確保し、不正行為の早期発見と是正を図る。

カ. コンプライアンス違反等の行為については、原因追求、再発防止に努めるとともに、責任を明確にしたうえで、厳正な処分を行う。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ア. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制については、『文書管理規程』を制定し、適切に保存・管理を行う。
- イ. 取締役の職務の執行に係る以下の情報については、文書または電磁的記録により適切に保存・管理を行う。
- ・株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、子会社の法定設置機関の議事録及びその関連資料
 - ・各種委員会その他重要会議の議事録及びその関連資料
 - ・稟議書及びその他重要な社内決裁書類
 - ・会計帳簿、計算書類、重要な契約書、官公庁その他公的機関等に提出した書類の写し等その他重要文書
- ③ 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ア. 当社及びグループ会社の人的損失、財産損失、事業への影響、賠償責任に関わるもの、企業ブランドに関わるもの等は、事業活動及び一般社会への影響が予測されるため、『コンプライアンス・危機管理規程』にその対応事項を定め、『コンプライアンス・危機管理委員会』が対応を行う。
- イ. 委員長は、暴動、電力の停止、洪水・津波・地震又はその他の天災、感染症、原子力災害等の当社及びグループ会社の統制範囲を超える有事のうち、緊急性・重要性の高いものについて危機対応を行う必要があると判断した場合、『緊急事態』を宣言し、委員会にて対応を行うものとする。その際、案件の特性に応じて都度メンバーを指名する。委員会の活動状況は、取締役会にて報告され、リスク情報の共有化を図り重大なリスクを軽減する。
- ④ 当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社の取締役会は原則月 1 回の定例会を開催し、重要事項の決議及び報告、取締役の業務執行状況の監督を行う。
- イ. 意思決定と業務執行の迅速化、事業運営の徹底、経営効率の向上、企業理念の確立を図ることを目的に、執行役員制度を導入している。なお、当社執行役員は、必要に応じて、自己職務の執行の状況を報告するため、取締役会に出席する。
- ウ. 当社及びグループ会社は『職務権限規程』を制定し、重要事項については、各取締役が同規程に従い決裁を行い、軽微なものについては、権限委譲された下位職者がその責任において決裁し、取締役の職務の効率確保、決裁の合理性及び妥当性確保を確立する。
- ⑤ 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社及びグループ会社の経営状況につき 3 ヶ月に 1 回以上、担当する取締役は当社の取締役会への報告を義務付け、各グループ会社の経営情報の共有化を図るとともに、業務執行状況の把握による管理、指導に努める。そのために月 2 回グループ経営会議を開催し、グループ会社間の情報共有を図る。
- イ. グループ会社の代表取締役は、必要に応じて、自己職務の執行の状況を報告するため、取締役会に出席する。
- ウ. 当社及びグループ会社の経営効率の向上、経営理念の統一化を図るため、また、相互に綿密な連携のもと、経営を円滑に遂行し梅の花グループとして総合的に事業の発展を遂げるために、『関係会社管理規程』を制定し、グループ会社における業務の適正を確保する。
- エ. 『関係会社管理規程』に基づき、各社の自主性を尊重しつつ、グループ会社に対する主

- 管部署を設置し、グループ会社の経営状況を把握し、グループ会社の重要なリスクの早期発見及び早期解決を図り、経営管理及び支援を実施する。
- オ．当社の各管理部門により、グループ会社の経理業務、人事業務、総務業務、購買業務、品質管理業務等の管理業務を一括して代行処理し、日常的に不正の発生を未然に防ぐ。
- カ．経営計画室は、グループ全体の基本方針を策定し、その方針に沿って各グループ会社と相互連携し、情報の共有を図る。
- キ．総務部門は、グループ会社の統一した内部通報制度を構築する。また、内部通報制度は社外機関に担当窓口を設置することで公益通報者の秘密管理性を確保する。
- ク．内部監査室は、グループ会社における内部監査を計画的に実施し、グループ会社の業務全般にわたる活動及び制度を公正な立場で評価するとともに、財務報告に係る内部統制の実施状況を評価し、その改善を促す。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ア．当社は、監査等委員会の監査の実効性を高め、かつ、監査機能が円滑に遂行されるため、監査等委員会より、その職務を補助すべく使用人を置くことを求められた場合、監査等委員会の業務を補佐する期間、必要人数を確認し、適任者を選定し、監査等委員会の承認のうえで当該使用人を任命する。
- イ．当該使用人は、他役職を兼務することは妨げないが、監査等委員会より専任すべきとの要請を受けた場合には、専任するように対処する。
- ⑦ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制及びグループ会社の取締役及び使用人から、報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制
- ア．各監査等委員が必要に応じて取締役等に問題提起できるよう、監査等委員は、取締役会への出席は勿論のこと、その他重要会議への出席権限を有す。
- イ．当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、当社経営に重大な影響を及ぼす可能性のある事項については、当該会議において監査等委員に報告する。また、緊急を要する場合は、その都度監査等委員に報告する。また、監査等委員へ当該報告をしたことを理由とした不利益な取扱いは一切行わないものとする。
- ウ．監査等委員には、『稟議書』・『内部監査報告書』、その他重要書類が回付されるとともに、監査等委員は必要に応じ、随時、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ⑧ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制及び監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- ア．監査等委員の過半数は社外取締役とし、監査の公正を確保する。
- イ．監査等委員は、当社及びグループ会社の取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換を行う。また、内部監査室とは適宜、内部監査の結果等について報告を求め、当社及びグループ会社の監査の実効性を確保するものとする。
- ウ．監査等委員の職務の執行に係る費用は会社が負担する。
- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
- 当社及びグループ会社は、反社会的勢力との関係を遮断し、社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体には、毅然とした態度で対応する。また、福岡県企業防衛対策協議会に参加し、地域一体となった反社会的勢力排除に取り組んでいるほか、反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士等に通報・相談できる体制を整えている。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及びグループ会社の全役職員に対して、『梅の花企業行動憲章』や社員の行動規範について周知徹底を継続しているほか、コンプライアンス運営委員会での社内アンケートの実施や情報共有、教育担当者による入社時のオリエンテーションや定期的かつ階層別のコンプライアンス研修を実施しております。

① 取締役の職務執行

社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底している。当事業年度において取締役会を19回開催している。新型コロナウイルス感染症に関して、コンプライアンス・危機管理委員会の委員長である代表取締役は2020年4月7日に『緊急事態宣言』を行い、新型コロナウイルス対策委員会を設置し、対策を実施し、2020年10月6日に『緊急事態宣言』を解除し、新型コロナウイルス対策委員会を解散した。対策内容はグループ経営会議と取締役会にて報告しており、対策委員会解散後も担当執行役員が、グループ経営会議にて状況の報告を継続している。取締役の職務執行の効率化を図るため、取締役会への付議事項を見直し、取締役会規程の改定を行った。

② 監査等委員の職務執行

監査等委員は、監査等委員会において定めた監査等委員会監査等基準に基づき策定した監査方針・監査計画に従って監査を実施するとともに、子会社を含めた取締役及び執行役員、会計監査人並びに内部監査室との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの整備並びに運用状況を確認している。当事業年度において監査等委員会を15回開催しており、監査等委員会において常勤監査等委員は監査実施計画に基づく月次監査報告を行っている。また、監査等委員会において、内部監査部門及び内部統制部門制責任者がオブザーバーで出席し、適切な情報共有を行っている。

③ 内部監査の実施

当社及びグループ会社の業務活動全般について、業務の妥当性・適法性を検証するために、内部監査規程を制定し、業務改善と経営の合理化並びに効率化に寄与すべく内部監査を実施している。

④ 財務報告に係る内部統制

取締役会の承認を受けた内部統制基本方針に基づき、内部統制基本計画を策定し、組織の業務全体に係る財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当社及びグループ会社の当該財務報告に係る内部統制の有効かつ効率的な整備・運用状況の評価を実施しており、内部監査室長が評価責任者となり、評価員を選任している。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。ROE（株主資本利益率）を向上させ、収益構造の構築に努め、財務体質の改善、配当性向並びに内部留保の充実等を総合的に勘案して配当を実施する方針であります。

剰余金の配当回数は、期末配当の年1回とすることを基本方針としております。なお、当社は「取締役会の決議により、毎年10月31日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

剰余金の配当等の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

昨今の新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が経済に与える影響は大きく、当社におきましても業績面で甚大な影響を受けており、現時点では収束時期が見通せない状況にあります。このような厳しい経営環境の下においては、財務体質の強化を図ることを最優先課題と

認識し、引き続き普通株式に係る当期の期末配当を無配とさせていただきます。

また、内部留保金につきましては、出店・改装、新規事業開発、システム投資、M&A等、企業の継続及び発展の為の資金として有効に活用してまいります。

(注) 本事業報告は次により記載されております。

1. 百万円、千円単位の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨ててそれぞれ表示しております。
2. 記載比率は、小数第2位を四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

(2022 年 4 月 30 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	6,895,011	流 動 負 債	17,088,077
現 金 及 び 預 金	5,418,917	買 掛 金	557,005
売 掛 金	81,754	短 期 借 入 金	8,200,000
商 品 及 び 製 品	170,747	1 年内返済予定の長期借入金	7,277,978
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	153,724	未 払 金	774,298
そ の 他	1,069,966	未 払 法 人 税 等	10,572
貸 倒 引 当 金	△100	契 約 負 債	37,573
固 定 資 産	19,279,727	賞 与 引 当 金	156,200
有 形 固 定 資 産	7,184,879	そ の 他	74,449
建 物 及 び 構 築 物	2,698,040	固 定 負 債	4,938,851
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	301,774	長 期 借 入 金	4,377,401
土 地	4,076,224	繰 延 税 金 負 債	318,036
そ の 他	108,840	資 産 除 去 債 務	153,541
無 形 固 定 資 産	70,016	そ の 他	89,873
そ の 他	70,016	負 債 合 計	22,026,929
投 資 そ の 他 の 資 産	12,024,831	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	1,571,167	株 主 資 本	3,678,204
関 係 会 社 株 式	3,702,537	資 本 金	100,000
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	10,031,997	資 本 剰 余 金	3,710,038
敷 金 及 び 保 証 金	286,100	そ の 他 資 本 剰 余 金	3,710,038
前 払 年 金 費 用	300,808	利 益 剰 余 金	266,291
そ の 他	120,297	そ の 他 利 益 剰 余 金	266,291
貸 倒 引 当 金	△3,988,078	別 途 積 立 金	220,000
資 産 合 計	26,174,738	繰 越 利 益 剰 余 金	46,291
		自 己 株 式	△398,125
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	469,604
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	469,604
		純 資 産 合 計	4,147,809
		負 債 純 資 産 合 計	26,174,738

損 益 計 算 書

(2021 年 5 月 1 日から 2022 年 4 月 30 日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		5,611,681
売 上 原 価		4,923,062
売 上 総 利 益		688,619
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,088,786
営 業 損 失		400,167
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	189,456	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	546,605	
雑 収 入	29,227	765,289
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	80,062	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	304,954	
雑 損 失	109,379	494,396
経 常 損 失		129,275
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	98,499	
助 成 金 収 入	37,869	
課 徴 金 戻 入 益	92,004	228,373
特 別 損 失		
減 損 損 失	52,121	
臨 時 休 業 に よ る 損 失	50,892	
社 葬 関 連 費 用	19,095	
そ の 他 特 別 損 失	3,064	125,173
税 引 前 当 期 純 損 失		26,075
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△124,213	
法 人 税 等 調 整 額	51,847	△72,366
当 期 純 利 益		46,291

株主資本等変動計算書

(2021年5月1日から2022年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	5,082,945	2,959,933	1,625,754	4,585,688	220,000	△7,858,594	△7,638,594	△397,948	1,632,090
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	1,000,000	1,000,000		1,000,000					2,000,000
資 本 金 か ら 剰 余 金 へ の 振 替	△1,000,000	△1,000,000	2,000,000	1,000,000					－
資 本 金 及 び 資 本 準 備 金 の 減 少	△4,982,945	△2,959,933	7,942,878	4,982,945					－
剰 余 金 の 処 分			△7,858,594	△7,858,594		7,858,594	7,858,594		－
当 期 純 利 益						46,291	46,291		46,291
自 己 株 式 の 取 得								△176	△176
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									－
当期変動額合計	△4,982,945	△2,959,933	2,084,284	△875,649	－	7,904,885	7,904,885	△176	2,046,114
当 期 末 残 高	100,000	－	3,710,038	3,710,038	220,000	46,291	266,291	△398,125	3,678,204

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	649,221	649,221	2,281,311
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行			2,000,000
資本金から剰余金への振替			—
資本金及び資本準備金の減少			—
剰余金の処分			—
当 期 純 利 益			46,291
自己株式の取得			△176
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△179,616	△179,616	△179,616
当期変動額合計	△179,616	△179,616	1,866,497
当 期 末 残 高	469,604	469,604	4,147,809

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券

ア. 市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

イ. 市場価格のない株式等・・・移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 商品、製品及び原材料・・・移動平均法による原価法

（貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切

- 下げの方法により算定)
- ② 貯蔵品 …………… 先入先出法による原価法
(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 (リース資産を除く)
主として定率法
ただし、1998 年 4 月 1 日以降に取得した建物 (附属設備を除く) 並びに 2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、取得価額 10 万円以上 20 万円未満の資産については、3 年間で均等償却する方法を採用しております。
- ② 無形固定資産 (リース資産を除く)
定額法
ただし、ソフトウェア (自社利用) については、社内における利用可能期間 (5 年) に基づく定額法を採用しております。
- ③ リース資産 …………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用 …………… 定額法

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 …………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- ア. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- イ. 数理計算上の差異の損益処理方法
数理計算上の差異については、翌事業年度に全額を一括して損益処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

- ① 商品の販売に係る収益認識
当社の顧客との契約から生じる収益は、主に外販事業における商品の販売であり、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。
なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。
- ② 不動産賃貸に係る収益認識
当社の不動産の賃貸等による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、その発生期間に賃貸収益を認識しております。

(6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。
- ② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。
ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。
なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、当事業年度の売上高及び売上原価が3,312,230千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表における「流動負債」の「その他」に含めていた「前受金」は、「契約負債」として表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

- (1) 前事業年度まで「営業外費用」の「雑損失」に含めて表示しておりました「支払利息」(前事業年度76,487千円)は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。
- (2) 前事業年度まで「特別損失」の「その他特別損失」に含めて表示しておりました「減損損失」(前事業年度44,141千円)は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

固定資産の減損会計

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
(単位：千円)

	当事業年度
有形固定資産	7,184,879
無形固定資産	70,016
減損損失	52,121

- (2) 重要な会計上の見積りの内容に関する事項

「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記 (1) 固定資産の減損会計」に記載しているため、記載を省略しております。

5. 追加情報

(新型コロナウイルス関連)

当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、財政状態及び経営成績に重要な影響を受けております。感染拡大防止への取り組みやワクチン接種が進み、経済活動の制限も徐々に緩和され、持ち直しの動きが続いておりますが、新たな変異株の出現により新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明な状況にあります。

このような状況下において、当事業年度末における固定資産の減損及び繰延税金資産の回収可能性の評価に際し、当社は来期以降の業績について、新型コロナウイルス感染症による影響が緩やかに回復に向かうものの、1年程度は影響するものと仮定をおき、将来キャッシュ・フローにマイナスの影響を与える前提で見積っております。

新型コロナウイルス感染症の収束時期の予測等、不確実性が極めて高い環境下にあるため、実際の結果は見積りと異なる場合があります。

(従業員に信託を通じて自社の株式を交付する取引について)

当社は、当社及び当社子会社の社員（以下、「社員」といいます。）に対して、自社の株式を給付し、当社の株価や業績と社員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への社員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-ESOP）」による株式報酬制度を導入しております。

(1) 取引の概要

当該制度は、予め当社が定めた「株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした社員に対してポイントを付与し、当該社員のうち「株式給付規程」に定める受益者となる要件を満たした者（以下、受益者といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。給付する株式については、予め信託設定した金額により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものであります。

(2) 信託に残存する自社の株式に関する事項

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により、貸借対照表の純資産の部に自己株式として表示しております。当事業年度末の帳簿価額は30,060千円、株式数は34,160株であります。なお、前事業年度末の帳簿価額は30,060千円、株式数は34,160株であります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

機械及び装置	53,339 千円
計	53,339 千円

② 上記に対応する債務

1年以内返済予定の長期借入金	192,000 千円
長期借入金	2,000,000 千円
計	2,192,000 千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 5,062,163 千円

(3) 貸借対照表に別掲されているものを除く関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	973,261 千円
長期金銭債権	79,141 千円
短期金銭債務	27,826 千円

(4) 保証債務

関係会社の金融機関からの借入金に対し債務保証を行っております。

株式会社 梅の花サービス西日	13,450 千円
本	
計	13,450 千円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	5,027,119 千円
仕入高	125,726 千円
販売費及び一般管理費	△1,206,531 千円
営業取引以外の取引高	188,762 千円

(2) 臨時休業による損失

新型コロナウイルス感染拡大防止のために政府や地方自治体による要請や声明を受けて、レストラン店舗をはじめとする当社グループの店舗で、臨時休業や営業時間短縮を実施いたしました。これに伴い、店舗休業によるセントラルキッチンの操業低下、本部管理部門の事務量の減少により発生した固定費（人件費・家賃・減価償却費等）を、臨時休業による損失として特別損失に計上しております。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	196,010 株
------	-----------

(注) 当該自己株式には、株式給付信託（J-ESOP）に関する株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式 34,160 株が含まれております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)		
繰越欠損金	330,720 千円	
貸倒引当金	1,366,601 千円	
関係会社株式評価損	964,065 千円	
賞与引当金	55,768 千円	
減損損失	207,996 千円	
資産除去債務	52,612 千円	
その他	29,522 千円	
繰延税金資産小計	3,007,287 千円	
評価性引当額	△2,887,445 千円	
繰延税金資産合計	119,841 千円	
(繰延税金負債)		
出向者負担金	41,284 千円	
資産除去債務に対応する除去費用	30,874 千円	
その他有価証券評価差額金	253,186 千円	
退職給付引当金	103,075 千円	
その他	9,456 千円	
繰延税金負債合計	437,877 千円	
繰延税金資産（負債）の純額	△318,036 千円	

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属 性	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 または職業	議決権等の 所有割合	関係内容		取引の 内 容	取引金額 (千円) (注6)	科 目	期末残高 (千円) (注7)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社 梅の花 サービス 西日本	福岡県 久留米 市	10,000	外食事業	所有 直接 100%	兼任 1人	資金の貸付 食材の供給 不動産の賃 貸 管理業務の 代行	資金の回収 (注3)	1,790,523	関係会社長 期貸付金 (注8)	2,741,728
								利息の受取 (注3)	53,044	関係会社未 収入金	89,722
								食材、製品 の販売 (注1、2)	589,172		
								不動産の 賃貸 (注2)	36,602		
								ロイヤリテ ィ等収入 (注2)	180,059		
								設備の賃貸 (注4)	12,083		
								社員出向 (注2)	395,266		
								食材、製品 の仕入 (注5)	290		
	株式会社 梅の花 サービス 東日本	福岡県 久留米 市	10,000	外食事業	所有 直接 100%	兼任 1人	資金の貸付 食材の供給 不動産の賃 貸 管理業務の 代行	債務保証 (注9)	13,450	—	—
								資金の回収 (注3)	384,505	関係会社長 期貸付金 (注8)	3,429,454
								利息の受取 (注3)	75,325	関係会社未 収入金	139,918
								食材、製品 の販売 (注1、2)	487,122		
								不動産の 賃貸 (注2)	99,773		
								ロイヤリテ ィ等収入 (注2)	182,187		
								設備の賃貸 (注4)	17,653		
								社員出向 (注2)	323,104		

属 性	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 または職業	議決権等の 所有割合	関 係 内 容		取 引 の 内 容	取引金額 (千円) (注 6)	科 目	期末残高 (千円) (注 7)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社 梅の花 サービス 九州	福岡県 久留米 市	10,000	外食事業	所有 直接 100%	兼任 1 人	資金の貸付 食材の供給 不動産の賃 貸 管理業務の 代行	資金の貸付 (注 3)	1,265,293	関係会社長 期貸付金 (注 8)	1,265,293
								利息の受取 (注 3)	36,467	関係会社未 収入金	188,481
								食材、製品 の販売 (注 1、2)	619,490		
								不動産の 賃貸 (注 2)	78,685		
								ロイヤリテ ィ等収入 (注 2)	122,771		
								設備の賃貸 (注 4)	5,138		
								社員出向 (注 2)	317,291		
								食材、製品 の仕入 (注 5)	775		

属 性	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 または職業	議決権等の 所有割合	関 係 内 容		取 引 の 内 容	取引金額 (千円) (注 6)	科 目	期末残高 (千円) (注 7)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社 梅の花 p l u s	福岡県 久留米 市	3,000	テイクアウ ト事業	所有 直接 100%	兼任 1 人	資金の貸付 食材の供給 不動産の賃 貸 管理業務の 代行	資金の回収 (注 3)	373,586	関係会社長 期貸付金 (注 8)	10,201
								利息の受取 (注 3)	2,385	関係会社未 収入金	285,948
								食材、製品 の販売 (注 1、2)	1,145,681		
								不動産の 賃貸 (注 2)	4,692		
								ロイヤリテ ィ等収入 (注 2)	175,296		
								設備の賃貸 (注 4)	4,101		
								社員出向 (注 2)	239,845		
	株式会社 古市庵	福岡県 久留米 市	10,000	テイクアウ ト事業	所有 直接 100%	兼任 1 人	資金の貸付 食材の供給 不動産の賃 借 管理業務の 代行	資金の回収 (注 3)	108,777	関係会社長 期貸付金	316,727
								利息の受取 (注 3)	4,947	関係会社未 収入金	217,928
								食材、製品 の販売 (注 1、2)	925,727		
								不動産の 賃借 (注 2)	32,424		
								ロイヤリテ ィ等収入 (注 2)	221,694		
								社員出向 (注 2)	121,455		

属 性	会社等の名称	所在地	資本金 (千円)	事業の内容 または職業	議決権等の 所 有 割 合	関 係 内 容		取 引 の 内 容	取引金額 (千円) (注 6)	科 目	期末残高 (千円) (注 7)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	株式会社 丸平商店	山口県 山口市	10,000	水産加工品製造販売	所有直接 100%	兼任 1人	資金の貸付 食材の仕入 管理業務の 代行	資金の貸付 (注 3)	274,446	関係会社長期貸付金 (注 8)	1,028,302
								利息の受取 (注 3)	6,030	関係会社預り金	27,826
								食材、製品の仕入 (注 5)	20,441		
	株式会社 すし半	福岡県 久留米市	1,000	外食事業	所有直接 100%	兼任 1人	資金の貸付 食材の供給 管理業務の 代行	資金の貸付 (注 3)	35,396	関係会社長期貸付金	744,993
								利息の受取 (注 3)	5,676	関係会社未収入金	19,423
								食材、製品の販売 (注 1、2)	69,091		
								ロイヤリティ等収入 (注 2)	23,077		
	株式会 社 テラケン	東京都 千代田区	10,000	外食事業	所有直接 58%	兼任 1人	資金の貸付 食材の供給 管理業務の 代行	資金の回収 (注 3)	506,576	関係会社長期貸付金	61,096
										関係会社未収入金	28,564
	株式会 社 三協梅の花	福岡県 久留米市	10,000	外食事業	所有直接 70%	兼任 なし	資金の貸付 食材の供給 管理業務の 代行	資金の貸付 (注 3)	33,845	関係会社長期貸付金	155,374
								利息の受取 (注 3)	972	関係会社未収入金	3,275
								食材、製品の販売 (注 1、2)	940		
	UMENOHANA (THAILAND) CO., LTD.	タイ国 バンコク市	4,300 千 バーツ	食品製造業	所有直接 48.9% [0.1] (注 10)	兼任 1人	資金の貸付	資金の貸付 (注 3)	27,200	関係会社長期貸付金 (注 8)	271,553

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 製品の販売については、当社の原価により算出した価格により、定期的に交渉のうえ決定しております。
2. 食材の販売、ロイヤリティ等収入、不動産の賃貸借料、社員出向については、親子間取引に伴う覚書に基づいて金額を決定しております。
- なお、ロイヤリティ等収入には、ロイヤリティ収入、事務手数料等が含まれております。
3. 資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- なお、担保の受入はありません。
4. 設備の賃貸借料については、減価償却費を基に決定しております。
5. 食材、製品の仕入については、各子会社の原価により算出した価格により、定期的に交渉のうえ決定しております。
6. 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
7. 期末残高には、消費税等を含んでおります。
8. 子会社への長期貸付金について、貸倒引当金 3,988,078 千円を計上しております。
- なお、当事業年度において 546,605 千円の貸倒引当金戻入額及び 304,954 千円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
9. 銀行借入につき、債務保証を行っております。
10. 議決権の所有割合の [] 内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

12. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 260 円 51 銭
- (2) 1株当たり当期純損失 1 円 75 銭

- (注) 1. 銭未満の端数を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たりの純資産額の算定に用いられた当事業年度末の普通株式及び1株当たりの当期純損失の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数については、自己株式分の他、株式給付信託 (J-ESOP)に残存する当社株式を控除して算定しております。

13. 重要な後発事象に関する注記

(連結子会社間の吸収合併)

「連結注記表 13. 重要な後発事象に関する注記 (連結子会社間の吸収合併)」の記載内容と同一のため省略しております。

(注) 連結計算書類・計算書類の千円単位の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022 年 6 月 24 日

株式会社 梅 の 花
取締役会 御 中

如水監査法人

福岡県福岡市

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 松 尾 拓 也
------------------------	---------------

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 児 玉 邦 康
------------------------	---------------

監査意見

当監査法人は、会社法第 444 条第 4 項の規定に基づき、株式会社梅の花の 2021 年 5 月 1 日から 2022 年 4 月 30 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社梅の花及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022 年 6 月 24 日

株式会社 梅 の 花
取締役会 御 中

如水監査法人

福岡県福岡市

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 松 尾 拓 也
------------------------	---------------

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 児 玉 邦 康
------------------------	---------------

監査意見

当監査法人は、会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づき、株式会社梅の花の 2021 年 5 月 1 日から 2022 年 4 月 30 日までの第 43 期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年5月1日から2022年4月30日までの第43期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」等に準拠した当期の監査方針・監査計画に従って職務の分担を行い、会社の内部監査室及び内部統制部門と連携の上、重要な会議等における意思決定の過程及び内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、取締役及び使用人等の職務執行の状況、並びに会社の業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人如水監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022 年 6 月 28 日

株式会社 梅 の 花 監査等委員会

監 査 等 委 員（常 勤）	山	本	治
監 査 等 委 員（社 外）	藤	本	宏 文
監 査 等 委 員（社 外）	池	田	勝
監 査 等 委 員（社 外）	井	上	二 郎
監 査 等 委 員（社 外）	南	昌	作